

## 令和8年度千葉県人権教育促進事業委託 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「千葉県人権教育促進事業」を受託する者（以下「受託者」という。）の事業に係る業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目的

同和問題をはじめとした、子どもや障害者等をめぐる人権問題に係る教育的課題の解決を図るため、これらに関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権教育に関する理解及び認識を深めるための啓発活動を実施することにより、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権教育を推進する。

### 2 委託事業の内容

受託者は、同和問題をはじめとした子どもや障害者等をめぐる人権問題に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権教育に関する理解及び認識を深めるための啓発活動を行う。

#### (1) 相談業務

次の事項を基本に相談対応の方法、対応日時、配置人員等を提案する。なお、以下の①～④の条件は必須とする。

- ①受託者は、人権教育推進員6名以上を選任し、千葉県民に対し、1の目的を達成するため、人権教育に関する相談活動を実施する。
- ②活動日数は、人権教育推進員1名につき概ね月8日以上とすること。なお、相談の内容に応じて、活動日数は柔軟に対応すること。
- ③相談に関する受付業務は、週5日（月曜日から金曜日まで）、9時から17時までを原則とする。（祝日及び12月29日から1月3日までは除く）  
なお、活動時間については相談活動の内容等に応じて、柔軟に対応すること。
- ④以下の内容で相談活動に関する提案をすること。なお、以下のア～ウに関する要件は、必須とする。
  - ア 相談場所  
主たる相談場所を定めること。なお、相談内容に応じて相談場所は柔軟に対応すること。
  - イ 相談方法  
来所相談、訪問相談、電話相談等により実施すること。
  - ウ 人権教育推進員を選任するにあたっては、次の要件を満たすこと。
    - (ア) 人権教育に関する相談活動等について、経験があること。
    - (イ) 同和問題に対して深い認識と理解を持つ者を、複数人配置すること。
    - (ウ) 様々な人権問題に対して深い認識と理解を持つ者を、複数人配置すること。
    - (エ) 県内全域の県民からの相談に対応をすること。

(オ) 人権教育に関する正しい理解と認識を持ち、適切な相談活動及び啓発活動を十分行うことができる者であること。

(2) 啓発活動

以下のア～エの参考例をもとに、啓発活動に関する提案をすること。

【参考例】

- ア 人権教育に関する研修会や講演会及び講座等の講師
- イ 啓発資料の作成及び配布
- ウ 人権教育に関する講演会や各種案内等の広報
- エ その他の啓発活動

(3) その他

- ① 相談について、相談内容を記載した相談カードを作成し、保存しておくこと。
- ② 月毎の相談・啓発活動報告書を作成し、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課に提出すること。
- ③ 相談に対し適切な情報を提供できるよう、また、より効果的な相談活動が実施できるように参考となる情報の収集に努めること。
- ④ 相談事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて、各人権教育推進員によるケース会議を実施すること。
- ⑤ 県民が必要とする時にいつでも相談できるように、様々な機会を利用して県民や関係機関への広報を行うこと。

3 特記事項

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (2) 業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 令和7年度までの千葉県人権教育促進事業の相談内容について、引継ぎを受けること。
- (4) 業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。また、その委託期間終了後も同様とする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。